

行政説明資料

令和 7 年11月25日
長野県健康福祉部障がい者支援課

本日の説明内容

- 1 事業所・利用者の状況
- 2 運営指導における指導状況
- 3 事故発生状況
- 4 障がい児支援に係る国の動向
 - 〔 こども性暴力防止法の施行 ／ 障がい児支援における人材育成
中山間地域等の事業所における要件緩和 〕
- 5 その他

本日の説明内容

1 事業所・利用者の状況

2 運営指導における指導状況

3 事故発生状況

4 障がい児支援に係る国の動向

〔 こども性暴力防止法の施行 / 障がい児支援における人材育成
中山間地域等の事業所における要件緩和 〕

5 その他

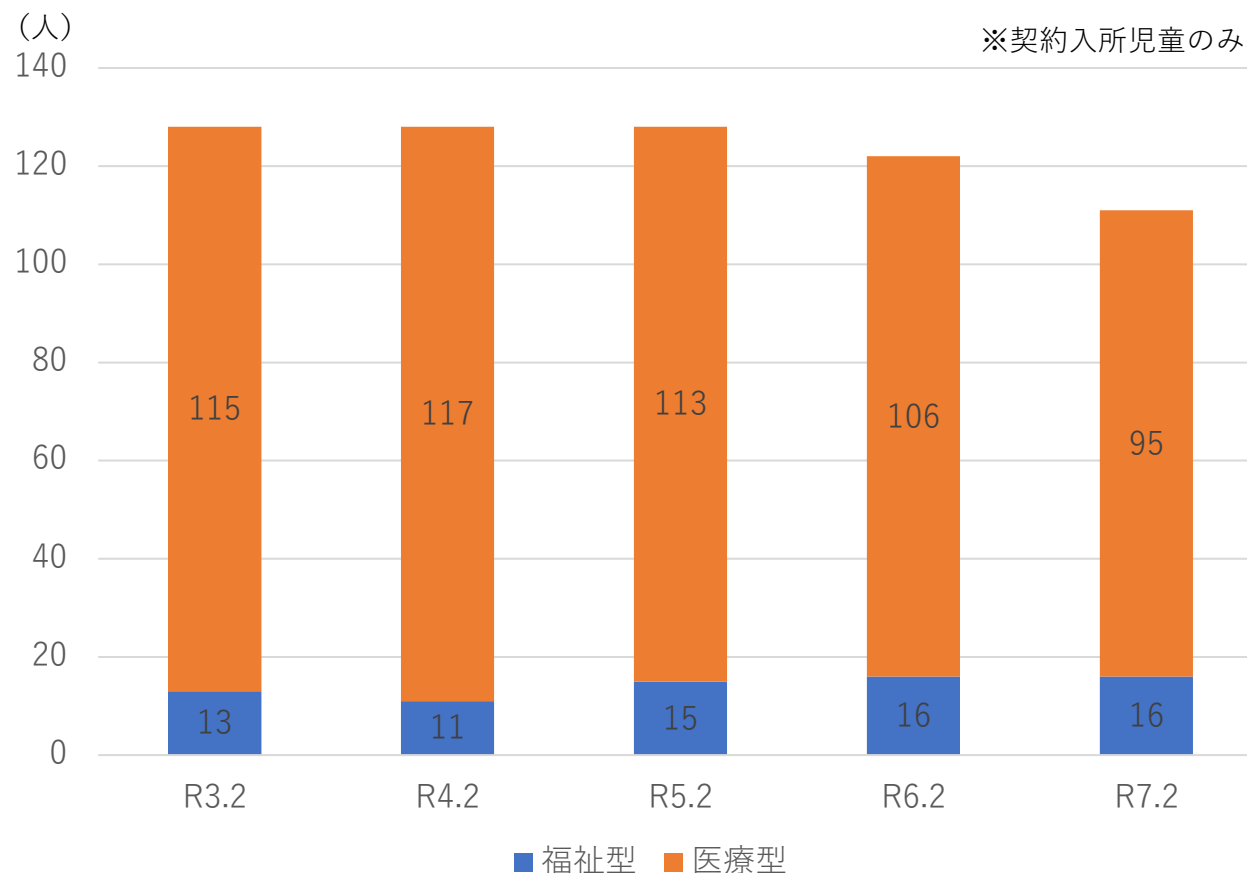
1 事業所・利用者の状況

(1) 入所施設数・入所児童数の推移

○施設一覧

施設区分	施設名
福祉型 障害児入所施設	信濃学園
医療型 障害児入所施設	信濃医療福祉センター
	稲荷山医療福祉センター
指定発達支援 医療機関	東長野病院
	まつもと医療センター
	小諸高原病院

○入所児童数の推移



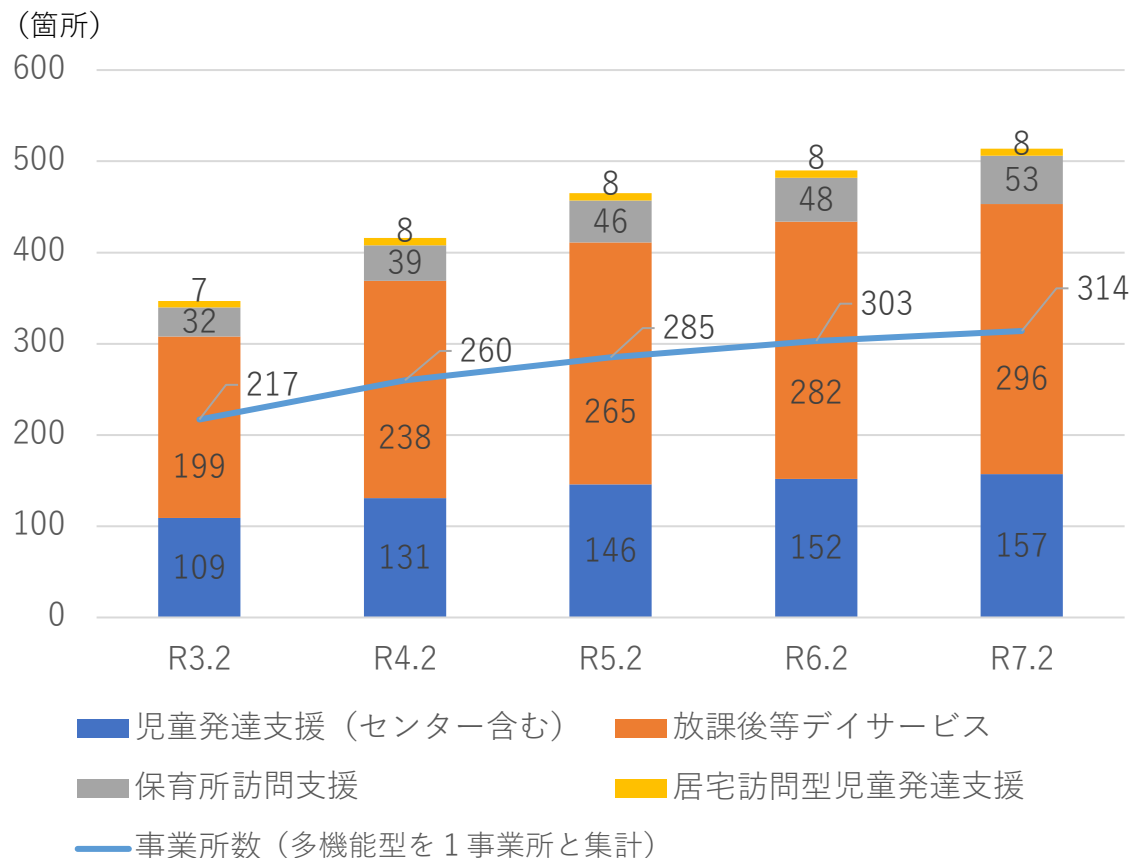
○障害児入所施設は県内に6箇所

○施設数・入所児童数は、医療型入所においてわずかに減少傾向

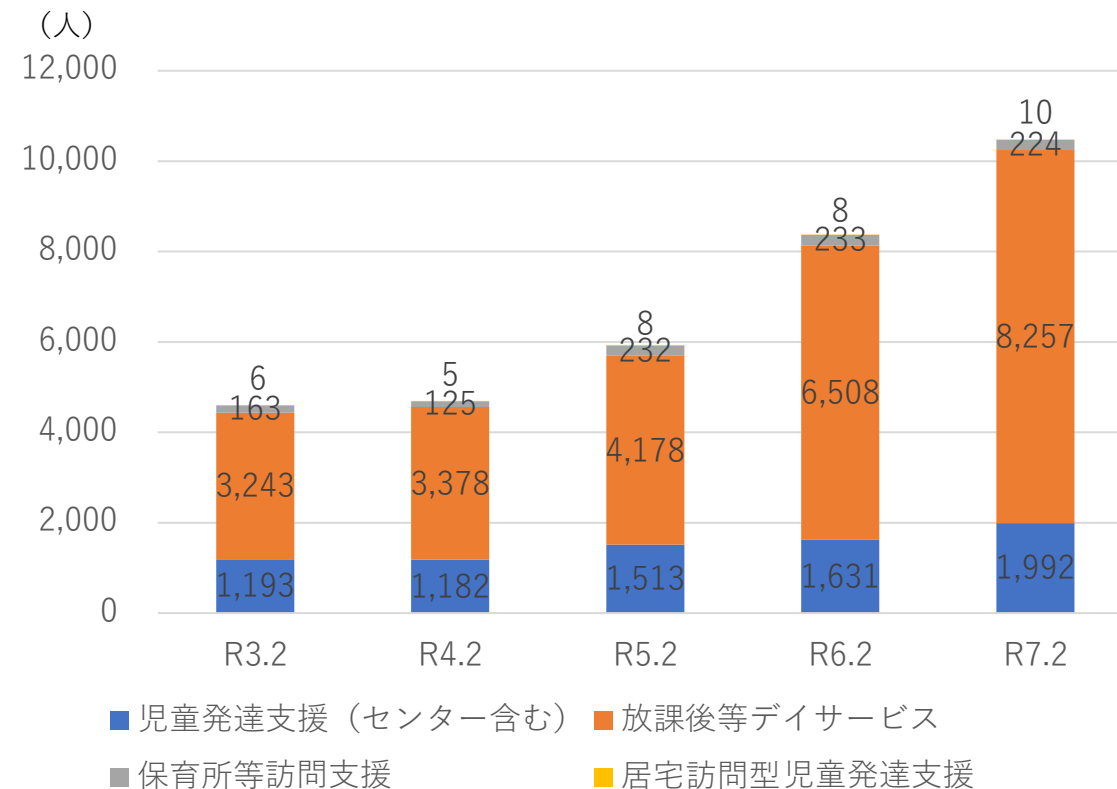
1 事業所・利用者の状況

(2) 通所事業所数・利用児童数の推移

○通所事業所数の推移（中核市指定事業所を含む）



○利用児童数の推移（中核市指定事業所を含む）



○事業所数・利用児童数ともに増加傾向

○特に放課後等デイサービスの利用児童数は5年間で2.5倍に増加（R3年2月：3,243人→R7年2月：8,257人）

本日の説明内容

1 事業所・利用者の状況

2 運営指導における指導状況

3 事故発生状況

4 障がい児支援に係る国の動向

〔 こども性暴力防止法の施行 / 障がい児支援における人材育成
中山間地域等の事業所における要件緩和 〕

5 その他

2 運営指導における指導状況

（1）令和6年度運営指導での事項別是正改善指導状況（障害児通所支援）

○件数

区分	項目	件数
人員に関する基準	従業者の員数	9
	児童発達支援管理責任者	3
設備に関する基準	—	5
運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	12
	契約支給量（契約内容）の報告等	3
	受給資格の確認	2
	サービスの提供の記録	4
	利用定員	1
	保護者に支払いを求めることのできる金銭	1
	計画（台帳）の作成（書類の交付）	25
	管理者の責務（管理者による管理等）	1
	緊急時等の対応	2
	運営規程	2
	勤務体制の確保等	9
	業務継続計画の策定等	12

区分	項目	件数
運営に関する基準	定員の遵守	4
	非常災害対策	9
	衛生管理等	8
	身体拘束等の禁止	11
	秘密保持等	6
	苦情解決	2
	事故発生時の対応	13
	虐待の防止（虐待等の禁止）	6
	会計の区分	7
	その他（契約者が異なる）	7
	その他（安全計画）	5
	その他（自動車運行記録）	5
変更の届出等	—	6
給付費の算定及び取扱い	各種加算・減算	21

2 運営指導における指導状況

(2) 令和6年度運営指導における主な指摘事項（障害児通所支援）

○内容及び手続きの説明及び同意

- ・重要事項説明書に記載すべき事項（運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等）の記載がなかった。
- ・重要事項説明書の記載内容と現状（運営規程など）に相違があった。
- ・利用契約書に支援提供開始年月日、利用期間、利用申込者の署名、事業者名等が記載されていない。
- ・利用契約書に記載の利用期間が、給付決定期間を超えていた。
- ・利用者に対し利用契約書及び重要事項説明書が交付されていない。

○個別支援計画の作成

- ・計画作成にあたり、アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等が実施されていない。
- ・計画作成にあたっての一連の過程に関して記録が整備されていない。
- ・計画について保護者の同意を得ていない。
- ・計画作成後、6か月に1回以上の適切な見直しが行われていない。
- ・計画を障害児相談支援事業者へ交付していない。

2 運営指導における指導状況

(3) 令和6年度運営指導における主な指摘事項（障害児通所支援）

○業務継続計画の策定等

- ・業務継続計画が策定されていない。
- ・業務継続計画に基づく研修及び訓練を実施していない。研修の実施内容を記録していない。

○身体拘束等の禁止

- ・身体拘束等適正化のための指針を整備していない。
- ・新規採用職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を実施していない。
- ・身体拘束等の適正化のための研修を行った記録を整備していない。

2 運営指導における指導状況

(4) 令和6年度運営指導における主な指摘事項（障害児通所支援）

○給付費の算定及び取扱い

【減算】

- ・ 基準人員を配置できていない日があったが、サービス提供職員欠如減算を適切に算定していなかった。
- ・ 個別支援計画未作成の時期において、個別支援計画未作成減算を適切に算定していなかった。

【加算】

- ・ 基準人員が欠如しているのかかわらず児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算を算定していた。
- ・ 会議に参加した記録を作成していなかったが、関係機関連携加算を算定していた。

本日の説明内容

- 1 事業所・利用者の状況
- 2 運営指導における指導状況

3 事故発生状況

4 障がい児支援に係る国の動向

〔 こども性暴力防止法の施行 / 障がい児支援における人材育成
中山間地域等の事業所における要件緩和 〕

5 その他

3 事故発生状況

(1) 障害児入所・障害児通所における事故等の発生状況

○事故の種類

骨折 ※1	打撲等 ※2	骨折・打撲の部位								誤嚥 ※3	その他 (交通事故)	合計
		足	腕	肩・鎖骨	下腹部・腰・ 臀部	胸・背中	指(手足)	頭部・顔面	その他			
6	9	3	1	0	0	0	5	6	0	2	1	18

※1 骨折・腱断裂など ※2 打撲、裂傷、創傷、虫刺されなど ※3 誤嚥、誤飲、異食、食物アレルギーなど

○事故の発生場所

事業所内	事業所内の場所									事業所外	送迎時	合計
	居室	廊下・階段	玄関	食堂・厨房	支援室	トイレ・ 洗面所	浴室・ 脱衣室	作業室	その他 ・不明			
11	0	2	1	1	5	0	0	0	2	7	1	18

○令和6年度に障害児入所施設・障害児通所支援事業所から提出のあった事故報告書は18件

○事業所内・外において事故が発生

3 事故発生状況

(2) 障害児入所・障害児通所における事故等の発生事例（事業所内）

○事業所内における事故の発生事例

事故の内容	事故の概要	事故の原因
骨折	・職員と本児の2名で風船バレーをしていたところ、足が床で滑ってしまい転倒し骨折。 ・活動場所の床がフローリングであったので靴下を脱いで活動していたが、休憩中に自分で靴下を履いたようで、靴下を履いたまま活動に参加したため床で滑ってしまった。	・休憩後に靴下を脱いだかを職員が確認していなかった。
打撲等	・本児が活動室で過ごしていたが、支援員がその場を離れたところガラスが割れた音がしたため、支援員が部屋へ戻るとドアのガラスが割れていた。 ・本児の右手甲・人差し指に約1センチほど切り傷があり出血。本児が右手でガラス部分を叩き、割れたガラスでけがをしたと思われる。	・他児童の対応のため支援員が活動室を離れた。 ・普段不穏な様子が見られた場合でも他害に及ぶことはなかったため、支援員の危機予測ができなかった。
打撲等	・かき氷機に触り左手人差し指の先を切ってしまった。スタッフと1対1でかき氷を作る準備をしていた時、他の利用者さんが来たので目を離した時、手を入れていた。 ・普段から触りそうになるので何度も注意をしていたが、危険を感じにくく興味で触ったと考えられる。	・当日スタッフと1対1でかき氷を作る準備をしていたが、他の利用者さんが来たため目を離してしまった。 ・普段からいろいろの物に触りたがり、かき氷機にも興味を持っていた。
誤嚥	・本児の口の中に青いものが入っており、出すように促したが「飲んじゃった」と発言した。 ・事故発生時、活動室にておやつのおせんべいを食べていた。その際、同じ机にあった箸の使い方をトレーニングするための道具で青いスポンジがあり、それを出して食べた可能性が高い。	・これまで誤飲をすることはなかったため、職員も気にしていなかった。最近、プラスチックのおもちゃを口に入れることがあったが、その時はすぐに自分から出していた。 ・新しい行動が出始めていたが、大きく気に留めなかった。
誤嚥	・他の利用者の受け入れのためスタッフがスタッフが本児から目を離した際に、おもちゃの中に混ざっていた鈴を耳に入れた。	・耳や鼻に物を入れるだろうという考えがなかった。いつものおもちゃで遊んでいるだろうという思い込みがあった。 ・本児から目を離してしまった。

3 事故発生状況

(3) 障害児入所・障害児通所における事故等の発生事例（事業所外）

○事業所外における事故の発生事例

事故の内容	事故の概要	事故の原因
骨折	・ <u>公園内のトランポリン</u> で遊んでいる最中に足をひねって転倒。右足首を剥離骨折。	・ ジャンプの際の体の使い方が不安定だった
骨折	・ <u>公園のふわふわドーム</u> で遊んでいた時、ドームの上で横向きや肩から滑るような姿勢で何度か滑っていた。そのあと座り込んでいた本人に気付き、右手首付近を左手で押さえていたため、腕の状態を確認。 ・ 保護者が腕の異変に気付き受診をし骨折が判明。	・ 遊び開始から終了までの間、危険行動はなく、どの場面で起きたのか確定できない。他児とぶつかる等、トラブルも起きていない。
打撲等	・ <u>公園</u> で本児、他児、職員の3人でキャッチボールをしていた。職員が本児に投げる番になりボールを高め、遠く投げたところ、本児の右目に当たった。	・ 固めのボールを使用した。 ・ 職員自身がこの遊びをする上でのようなことが起きるかの想定が甘かったことが考えられる。
打撲等	・ 園庭で戸外遊びをしている際、本児が乗る <u>汽車の大型遊具</u> を職員が回していたが、本児が遊具の開いていた穴の中に手を入れ回転部分に手を挟んだ。 ・ 手を入れた状況を職員が目視できず、児が手を引っ込めた時点でケガをしたことに気づいた。	・ <u>危険個所がある遊具の措置を怠ってしまった。</u> ・ 職員一人一人が事故防止についての発見・改善・防止についての意識が不足していた。
交通事故	・ 事業所への送迎時、一旦停止を無視した車が道を横切る方向で侵入してきて送迎車と衝突した。児童、運転手にけがはなし。	

○普段から児童の興味関心を理解するように努め、児童の行動を予測・想像し、事故防止の対応を検討

○マニュアル化するなど職員間で情報を共有し、予防に努めること

本日の説明内容

- 1 事業所・利用者の状況
- 2 運営指導における指導状況
- 3 事故発生状況
- 4 障がい児支援に係る国の動向
 - 〔 こども性暴力防止法の施行 ／ 障がい児支援における人材育成
中山間地域等の事業所における要件緩和 〕
- 5 その他

こども性暴力防止法について

こども家庭庁

支援局 総務課

こども性暴力防止法施行準備室

こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法とは？

教育・保育などのこどもに接する場での、
こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、
2024年6月「**こども性暴力防止法**」が成立しました。
この法律で定められている取組は、
2026年12月25日に施行される予定です。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。

※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者	対象業務
学校設置者等 (第2条第3項) 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者	学校設置者等における教員等 (第2条第4項) 教諭、保育士等
民間教育保育等事業者 (第2条第5項) 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項) 塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置	情報管理措置
① 日頃から講ずべき措置 ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項) ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等) ・ 児童等が相談を行いやすくなるための措置(相談体制等)(第5条第2項等) ・ 研修(第8条等) ② 被害が疑われる場合の対応 ・ 調査(第7条第1項等) ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等) ④ 児童対象性暴力等の防止のための措置 ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。 ※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。詳細はガイドラインで示す予定。	③ 特定性犯罪前科の有無の確認 ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 — 学校設置者等の現職者 ➡ 施行から3年以内(第4条第3項) — 民間教育保育等事業者の従事者 ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項) ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等) 再犯防止対策 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置 ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等) ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等) ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等) ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条) ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

性暴力とは？

性暴力とは

- 「**性暴力**」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
- また、教育・保育などの場において、性暴力を防止していくためには、性暴力につながる可能性がある「**不適切な行為**」についても、皆で注意し、防止していく必要があります。
- 「**性暴力**」の例
 - 身体への接触・性交など
 - ポルノ等を見せる
 - わいせつな言動
 - のぞき、盗撮など
- 「**不適切な行為**」の例
 - こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
 - 私物スマートフォンでこどもの写真を撮影する
 - 休日にこどもと二人きりで会うなど



制度の対象について

こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが
「こども性暴力防止法」の対象になります。

全ての事業者が
法律で定める性暴力防止の取組の
義務がある



学校



認可保育所



認定こども園



児童福祉施設

など

国の「認定」を受けた事業者が
法律で定める性暴力防止の取組を行う
(義務ではない)



認可外保育所



放課後児童クラブ



学習塾



スポーツクラブ

など

制度の対象についてもう少し詳しく（１）

全ての事業者が
法律で定める
性暴力防止の取組の
義務がある

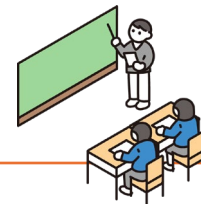


- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
 - 専修学校（高等課程）
 - 認定こども園
 - 児童相談所
 - 児童福祉施設
（認可保育所、児童養護施設、
障害児入所施設 等）
 - 指定障害児通所支援事業
 - 乳児等通園支援事業
- など

国の「認定」を受けた事業者が
法律で定める
性暴力防止の取組を行う
（義務ではない）



- 専修学校（一般課程）・各種学校
 - 民間教育事業
（学習塾、スポーツクラブ等）
 - 放課後児童クラブ
 - 一時預かり事業
 - 病児保育事業
 - 認可外保育事業
 - 指定障害福祉サービス事業
- など



民間教育事業とは

- より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「**民間教育事業**」を制度対象として設定しています。
- **こどもに何かを教える事業**であれば、事業内容は問いません。
こどもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。
（芸能事務所やこども食堂なども、この要件を満たせば対象）
- 主な要件
 - ① 修業期間要件：6か月以上の期間中に2回以上同じこどもが参加できること
 - ② 対面要件：こどもと**対面で接する**こと
 - ③ 場所要件：こどもの自宅以外（オフィス、カフェ等）で教えることがあること
 - ④ 人数要件：こどもに何かを教える者が3人以上であること

制度の対象についてもう少し詳しく（３）

対象となる業務は？

- 教員、保育士等、こどもと常に接する職種は一律対象となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象となる



学校の先生



保育士

など

実態に応じて対象を現場で判断する



事務職員



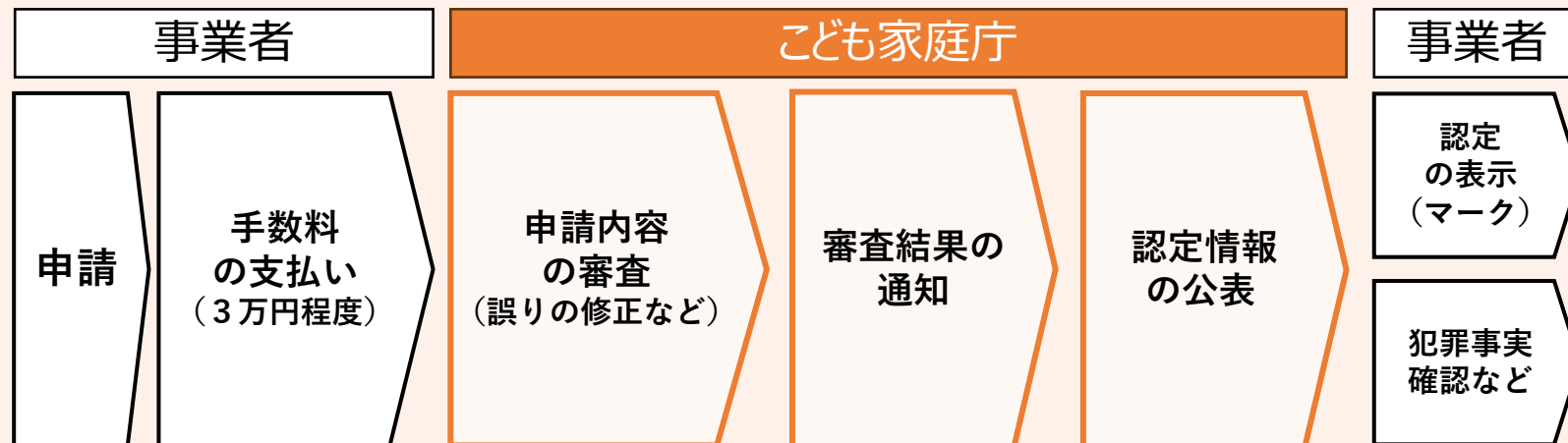
送迎バスの運転手

など



認定とは

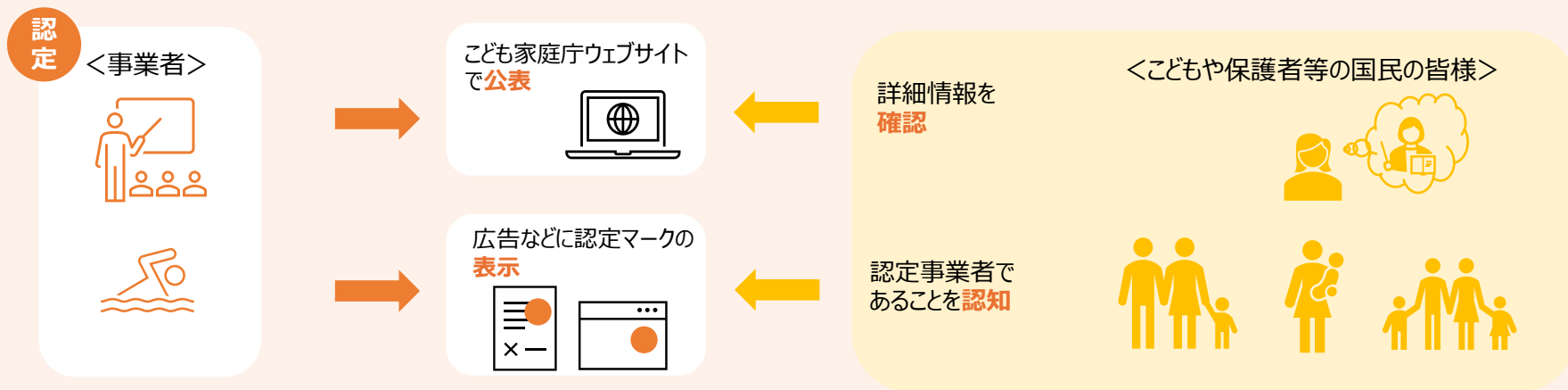
- 事業者が、こども家庭庁に事業ごとに申請を行い、基準を満たす場合は、認定を受けることができます。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行う必要があります。
- 認定の基準
⇒ 認定には、**法律で定められた性暴力を防ぐ取組**や**犯歴情報を適正に管理する取組**を**適切に実施する体制**が必要です。
- 必要な手続
⇒ 認定を受けるためには、**オンラインでの申請**が必要です。
申請から認定までは約 1 ～ 2 か月かかる見込みです。



「認定」について（２）

認定を受けると…

- 国が「認定」した事業者（学習塾、スポーツクラブなど）は、こども家庭庁のウェブサイト上で**公表**されます。
- また、「**認定マーク**」を広告などに使えるようになります。



「認定マーク」を付けられるものの例

- 制服
- パンフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
- 名刺、電子メール
- 受付、玄関ホール、看板
- 求人広告 など

性暴力防止の取組を
している事業者を
選べるようになるね！



法律で定められた性暴力を防ぐための取組

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**

犯罪事実確認について（１）

犯罪事実確認とは

- 事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
 - 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
 - 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
 - 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。
- 「**特定性犯罪**」の例 ※ 成人に対する性犯罪を含む。



不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

犯罪事実確認について（２）

犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：**内定・内示等から従事開始まで**

＜やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）＞

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者：**法施行から3年以内**

③ 認定事業の現職者：**認定から1年以内**

④ 一度確認を受けた者：**5年ごとに再確認が必要**

犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：**2週間～1か月程度**
- 外国籍の場合：**1か月～2か月程度**



犯罪事実確認の手続について

犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から従事者本人に回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ - 1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない
- ⑥ - 2 訂正請求せず 2 週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付



犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。

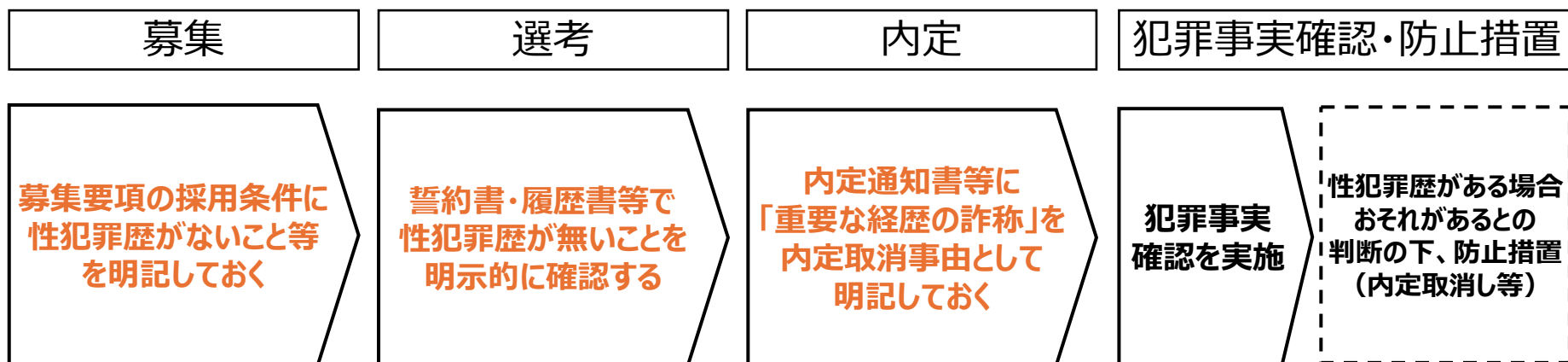


事業者が採用に当たって行うべきこと

- **内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合**、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**内定取消しなどの対応（防止措置）**をとる必要があります。
- ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、**採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等**の事前の確認・対応が必要となります。

※ 事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。
(事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。)

採用段階ごとに必要な作業のイメージ



※ 雇用契約の始期以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、就業規則に試用期間の解約事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくことも重要です。

犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組

事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

日ごろから取り組むこと

- 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- **新たに開発するシステムでのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。



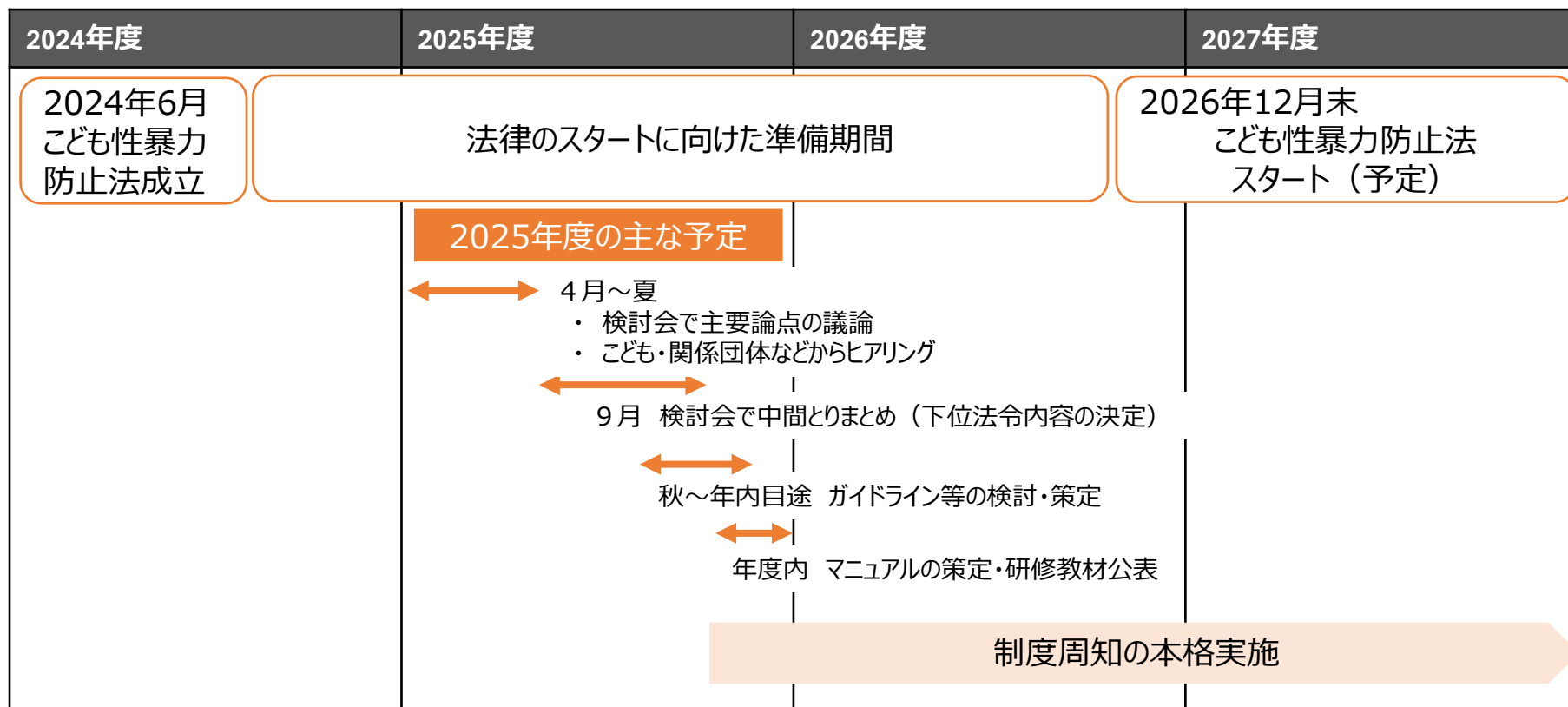
情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。



こども家庭庁では、こども性暴力防止法のスタートに向けて準備を進めています。



本日の説明内容

- 1 事業所・利用者の状況
- 2 運営指導における指導状況
- 3 事故発生状況
- 4 障がい児支援に係る国の動向
 - 〔 こども性暴力防止法の施行 ／ 障がい児支援における人材育成
中山間地域等の事業所における要件緩和 〕
- 5 その他

本検討会開催の背景

障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。国においては、人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にある。そのような中、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める。」とされており、令和9年度以降の本格実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、令和6年12月より本検討会を開催。

障害児支援における研修体系創設の意義について

- 共通の理念や価値、知識と技術を学び合い、質の高い支援を全国どの地域でも提供することを実現するための土台を築く。
- 支援者自身の成長やキャリア形成。
- 地域の支援者同士が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて、協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実を図っていく。
- 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、こどもや家族をまんなかに、安心して支援が受けられる環境づくり。
- 本研修を他のこども施策でも活用すること等により、インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台となる。

障害児支援における研修の在り方について

- 支援者共通の基本姿勢として、「障害のあるこどもとともに歩むための支援者の基本姿勢」を整理。整理に当たっては、こども・若者、子育て当事者の意見を反映。

① 尊重し合いながら、ともに生きる

② 想いに寄り添い、ともに支え合う

③ 支援をともにつくる

④ 安心できる場をともに育てる

⑤ とともに学び合い、ともに育ち合う

- 「こども施策の基本理念」及び「障害児支援の基本理念」を中心に据えた研修体系を構築。
- 支援者における重要な共通要素として、発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性を9領域で整理。

① 対人支援における倫理的姿勢

② 自己理解と省察

③ こどもの理解に基づく支援

④ 計画と評価に基づく支援の実践

⑤ 家族支援

⑥ 地域支援・地域連携

⑦ チームアプローチ

⑧ 虐待予防・対応

⑨ 相互理解・相互支援

- 障害児支援と子育て支援の両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「①障害児支援に従事する支援者として」、「②本人支援」、「③家族支援」、「④地域支援・地域連携」、「⑤(日々の支援や業務の根拠となる)制度理解」、「⑥組織マネジメント」の6つのカテゴリーで整理。
- それぞれの求められる役割等を踏まえ、3階層による段階的な研修体系を構築。また、各研修を受講することにより期待される人材像を整理。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要②～

研修の標準カリキュラムと効果的な実施手法について

- 障害児支援に従事する支援者が共通して習得すべき知識等について、全ての階層を通じて標準カリキュラムを整理。
- 障害児基礎・実践研修(仮称)については、全科目で動画の視聴により講義が可能な体制の整備を進めていく。また、学びの定着等につなげていく観点から、講義に加え、「受講者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」などの取組を、講義の前後で行うことを基本とする。
- 当該研修では、地域において合同研修の実施や他の事業所への見学等を念頭に置きつつ、地域の実情に応じた「地域交流」による学び合いを進めていく。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、講義はあらかじめ動画により受講した後、地域の実情に応じた創意工夫の下で検討された演習を受講。演習については、地域の支援者同士の関係づくりを進めていくことが期待されることから、対面研修を基本とする。

研修の実施主体について

- 障害児支援基礎・実践研修(仮称)については、事業者が実施主体として研修の実施を進める。また、事業所内のみで研修を実施することに限らず、国の標準カリキュラムに基づき、事業者団体や児童発達支援センターが実施する等、柔軟な運用を可能とする。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施主体として研修の実施を進める。一方、障害児支援コア人材研修(仮称)については、地域性を考慮した上で、複数の都道府県等による合同開催等の柔軟な運用を可能とする。

研修の具体的運用に向けた方向性等について

- 本格実施に当たっては、3階層全ての研修を同時期に実施するのではなく、段階的に本格実施を進めていくことが適当。
- 修了評価は、知識及び技能の習得状況等の確認を目的とすることが適当。
- 国においては、研修検討委員会(仮称)の設置を進めるとともに、都道府県等で中心的かつ指導的な立場となる人材の育成等を進めていくことが必要。
- 都道府県等が、地域の実情に応じた創意工夫の下で研修の充実や人材育成を進めていくため、研修検討委員会(仮称)の設置を進めていくことが重要。
- 研修を効果的かつ円滑に進めていくため、国は実施主体向け(事業者・都道府県等)の手引きの作成を進めていくことが必要。
- 研修受講及び実施への動機づけとなる取組等も進めていくことが重要であり、取り組んだ成果の見える化を進めていくことが重要。
- 他のこども施策でも本研修の活用を進めていくため、他のこども施策の事業者等に対して広く周知していくことが重要。

本検討会におけるこども・若者及び子育て当事者の意見反映について

- 本検討会では、障害児支援を利用している(又は利用した経験のある)、こども・若者、子育て当事者へのヒアリングを実施。
- こどもにとって、褒めてくれる、安心できる、信頼できる、大人や仲間の存在が重要であり、そうしたこどもにとって支えとなる関係性が土台となり、こどもは自らに向き合い、「頑張りたい。」という主体的な気持ちが育てられるとともに、支援者の専門性は、土台となる関係性があつた上で十分に発揮されるものである。
- 子育て当事者にとって、こどもの安全が最も重要。また、専門性も大切であるが、それ以上にこどもや家族に寄り添い、共感の姿勢や人間性が信頼の基盤となる。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要③～

研修体系の全体像

受講期間 (最長)	●入職後～半年程度まで	●基礎・実践研修(Ⅰ)修了後～3年目程度まで	●特に定めなし	
実施時間 (目安)	約7時間程度	約22時間程度	約37～43時間程度	約32～40時間程度
	7科目	22科目	19科目＋演習2日間×2	12科目＋演習2日間×2

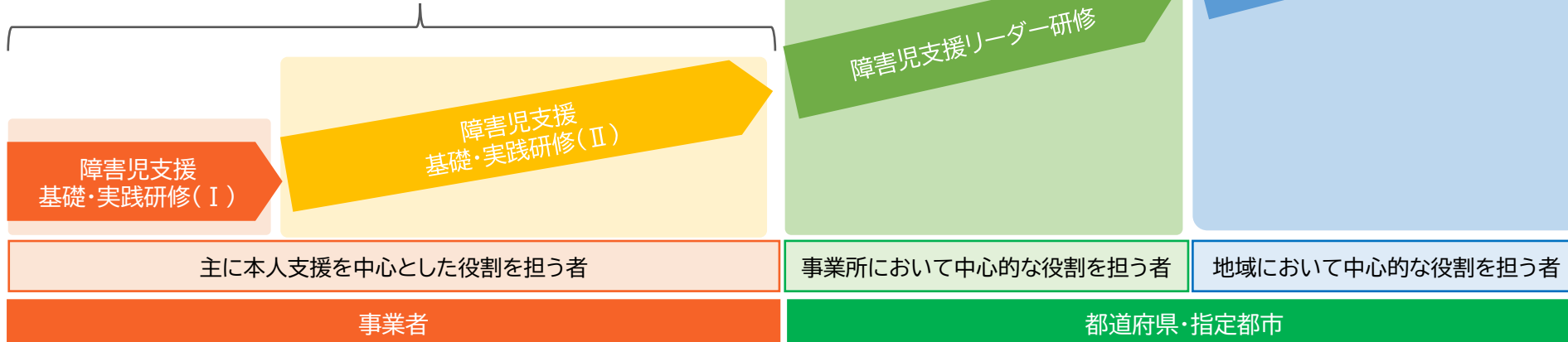
※障害児支援基礎・実践研修(Ⅰ)、(Ⅱ)は、1科目約60分での実施を想定した場合

※障害児支援リーダー研修、コア人材研修は、1科目約60分、演習を90分～120分での実施を想定した場合

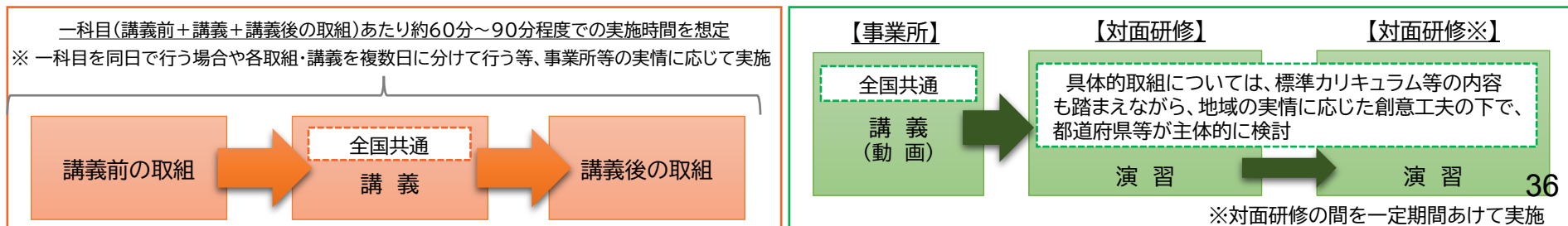
それぞれの役割等に応じた任意受講

研修の階層

職種や実務経験問わず全ての支援者が受講



実施イメージ



本日の説明内容

- 1 事業所・利用者の状況
- 2 運営指導における指導状況
- 3 事故発生状況
- 4 障がい児支援に係る国の動向
 - 〔 こども性暴力防止法の施行 ／ 障がい児支援における人材育成
中山間地域等の事業所における要件緩和 〕
- 5 その他

4 障がい児支援に係る国の動向

中山間地域等の事業所における要件緩和

○令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）

【こども家庭庁】

（1）児童福祉法

（viii）障害児通所支援については、**中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。**

- ・指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業所における**従たる事業所については**、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、**設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。**
- ・指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業員の員数等については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、**その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。**その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」から一部抜粋

○地方自治体の提案を受け、対応方針を閣議決定

○中山間地域等における児発・放デイの「従たる事業所」の設置要件緩和及び障害児通所支援事業所の人員配置の在り方についてこども家庭庁において検討中（現在のところ詳細は不明）

○「従たる事業所」の設置要件緩和については、令和7年度中にこども家庭庁から詳細が示される見通し

4 障がい児支援に係る国の動向

参考資料①

○こども性暴力防止法の施行

こども家庭庁ホームページ

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

○障がい児支援における人材育成

こども家庭庁ホームページ 「障害児支援における人材育成に関する検討会」

<https://www.cfa.go.jp/councils/support-personnel>

○中山間地域等の事業所における要件緩和

内閣府ホームページ 「地方分権改革に関する閣議決定及び法律改正等」

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html#taiouhoushin_r061224

本日の説明内容

- 1 事業所・利用者の状況
- 2 運営指導における指導状況
- 3 事故発生状況
- 4 障がい児支援に係る国の動向
〔 こども性暴力防止法の施行 ／ 障がい児支援における人材育成
中山間地域等の事業所における要件緩和 〕
- 5 その他

5 その他（メールアドレスの登録について）

- 障がい者支援課から障害福祉サービス事業所の皆様へのお知らせはメールにより周知しているため、日常的に使用しているアドレスを登録いただくようお願いします。
- 登録済みアドレスを変更したい場合は、以下の方法により修正依頼をしてください。

① 電子メールによる報告

障がい者支援課施設支援係あて、次の事項について報告

- * 事業所番号（20で始まる10桁の番号）
- * 事業所名
- * 申請者（法人）名
- * メールアドレス
- * 旧メールアドレス

② FAXによる報告

県ホームページに掲載の様式により、障がい者支援課まで送付

【参考】長野県ホームページ「メールによる情報提供実施のお知らせ」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/mail.html>

5 その他（メールアドレスの登録について）

○最近の配信状況

メール件名	配信日
【通知】 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の点検整備について	令和 7 年 9 月10日
【通知】 「こども性暴力防止法」の施行に向けた周知について	令和 7 年10月10日
【事務連絡】 クマの出没に対する保育施設等の安全確保について	令和 7 年11月 6 日
【事務連絡】 インターネットに接続されたカメラ等の安全な利用について	令和 7 年11月11日
【通知】 自己評価結果等の公表に係る届出について	令和 7 年11月18日

上記メールの受信が確認できない場合、メールアドレスの未登録・未変更の可能性がありますので、障がい者支援課施設支援係へご連絡ください。

